

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和7年度地方財政対策の概要と主な論点 －人件費等が増加する中での一般財源総額の確保－
著者 / 所属	近澤 将生 / 総務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	472号
刊行日	2025-2-3
頁	49-63
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20250203.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

令和7年度地方財政対策の概要と主な論点

— 人件費等が増加する中での一般財源総額の確保 —

近澤 将生
(総務委員会調査室)

《要旨》

令和7年度の地方財政対策は、約1.1兆円と見込まれる地方財源不足に対して、地方交付税の増額による補填を約0.3兆円等とすることにより、交付団体ベースの一般財源総額は前年度に対して約1.1兆円増の約63.8兆円が確保された。また、臨時財政対策債について、平成13年度の制度創設以来、初めて発行されないことになるなど、地方財政の健全化が進むこととなった。

一方、高齢化の進行等によって社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方公共団体は人件費の増加や物価高の影響への対応も求められている。

引き続き財政健全化の取組を進めつつ、増大が見込まれる地方の財政需要に対し、地方税、地方交付税を始めとする一般財源総額を充実確保するという課題にどのように取り組んでいくのか、今後の動向を注視する必要がある。

1. はじめに¹

令和7年度地方財政対策は、「経済財政運営と改革の基本方針(以下「基本方針」という。)2024」の閣議決定(令和6年6月21日)、令和7年度予算の概算要求の後、「国と地方の協議の場」等における議論や総務大臣と財務大臣の合意を経て、令和6年12月27日に取りまとめられた。

本稿では、近年の地方財政対策、地方財政に関連する主な施策の動向を概観した上で、令和7年度地方財政対策の決定に至る経緯とその概要を紹介するとともに、同対策に関連した地方財政上の課題にも触れることとしたい。

¹ 本稿は、令和7年1月20日現在の情報による。なお、参照URLも、同日に確認を行った内容に基づくものである。

2. 近年の地方財政対策

(1) 地方財政対策の役割

地方公共団体は、教育、警察、消防など国民生活と密接に係る行政サービスを一定の水準で提供しており、多くの事務において、法令による基準の設定や実施の義務付けがなされている。そこで国として、全ての地方公共団体が法令によって義務付けられた事務事業等を、円滑に実施するために必要な財源を保障することを目的として、毎年度、内閣によって、翌年度の地方公共団体の標準的な行政水準に係る歳入歳出総額の見込額に関する書類（いわゆる「地方財政計画」）が策定されている²。

総務省は国の予算編成作業と並行して地方財政計画の策定作業を進め、その過程において翌年度の地方財政全体の収支が算定され、所要の財源との間に過不足が見込まれる場合、それが均衡するように財源対策が行われる。この財源対策が地方財政対策であり、国の予算の概算決定に先立ち、総務省と財務省の折衝が繰り返された後に決定される。

具体的には、地方債の増発や国の一般会計からの加算等の財政措置が講じられ、これらを踏まえた地方財政計画の策定を通じて、地方財政全体として標準的な行政水準を確保するために必要な財源が保障される仕組みとなっている。

(2) 地方財源不足に関する地方交付税法第6条の3第2項の対応

地方交付税法（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項では、毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き地方の財源不足額と比べて著しく異なった場合には、地方行財政の制度改正又は法定率の変更を行う旨が規定されている³。

近年の地方財政は、社会保障関係費等の財政需要の増加、高水準で推移する公債費などの複合的な要因により巨額の財源不足が恒常的に発生しており（図表1）、令和7年度予算概算要求の時点では、平成8年度以降、30年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当する財源不足が生じることが見込まれた。

しかし、この間、国の財政も厳しい状況が続き、法定率の引上げは困難である等の理由から、平成27年度に法定率の変更が行われた⁴ほか、地方行財政の制度改正で対応されてきた。平成13年度には、折半対象財源不足額⁵を国と地方が折半して補填することを基本的な形とする新たなルール（以下「折半ルール」という。）が導入された。これに基づき、国

² 地方交付税法第7条では、内閣は、「翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない」と規定している。

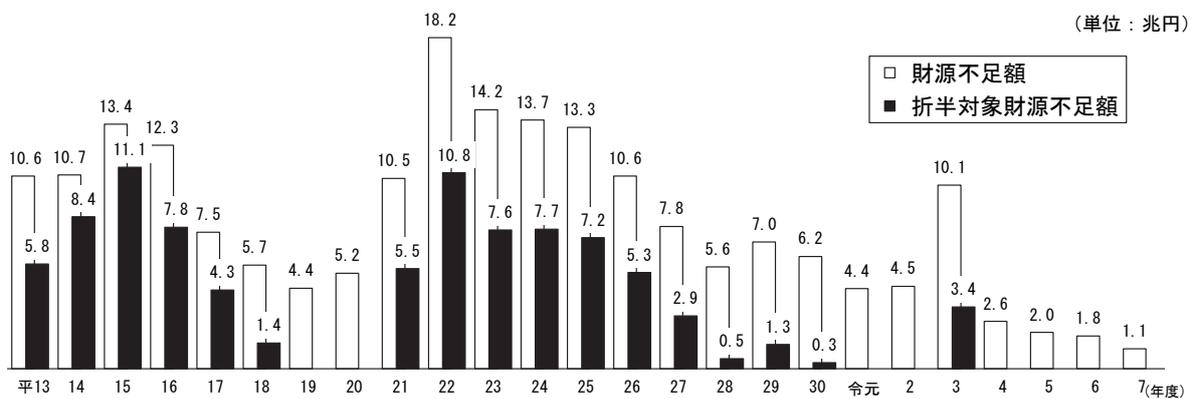
³ 所得税及び法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の100%を法定率といい、法定率分の収入額をもって地方交付税としている（第6条）。その上で、地方交付税総額の94%相当額を普通交付税、6%相当額を特別交付税としている（第6条の2）。第6条の3第2項における「著しく異なる」場合について、法律上の明確な基準はないが、政府によれば、①地方財政対策を講ずる前に、通常の例により算出される歳入歳出におけるギャップ（財源不足額）があり、②その額が法定率分で計算した普通交付税の額のおおむね1割程度以上となり、③その状況が2年連続して生じ、3年以降も続くと見込まれる場合とされている（第19回国会参議院地方行政委員会会議録第32号18頁（昭29.5.4）等）。

⁴ 平成27年度における法定率の変更は、地方交付税法第6条の3第2項に基づくものとしては昭和41年度以来49年ぶりの見直しであった。ただし、法定率分の増は900億円程度（平成27年度当初ベース）とされており、折半ルールによる補填も行われた。

⁵ 地方の財源不足額のうち、財源対策債の発行や、国の一般会計加算（既往法定分）などを除いた残余の財源不足額。

は折半対象財源不足額の2分の1を一般会計から加算（臨時財政対策特例加算）することにより地方交付税を増額し、残り2分の1は地方が特例地方債（臨時財政対策債⁶）を発行することにより補填してきた。折半ルールが導入された当初は3年間の臨時措置とされていたが、その後も現在に至るまで本措置の延長が続けられている。

図表1 地方の財源不足額と折半対象財源不足額の推移



(注1) 各年度の計数は当初ベースであり、税制改正に伴う減収による財源不足を除く。

(注2) 平成16年度の財源不足額は交付税特別会計借入金償還額繰延前の額である。

(注3) 平成21年度の折半対象財源不足額は、国が負担した特別交付金、臨時財政対策債への特別交付金相当額の上乗せ分（地方負担分）を含んでいる。

(出所) 各年度の地方財政対策に係る総務・財務両大臣覚書より作成

3. 地方財政に関連する主な施策の動向

(1) いわゆる「103万円の壁」⁷の見直し

第50回衆議院議員総選挙（令和6年10月27日執行）を経て、令和6年11月11日に第2次石破内閣が発足したが、自由民主党及び公明党の議席数が衆議院で過半数に満たないため、与党だけでは予算や法律案を可決することが困難な状況となった。

石破内閣総理大臣は、第216回国会（臨時会）における所信表明演説において、「経済対策⁸の取りまとめに当たっては、党派を超えて、優れた方策を取り入れるべく、最大限の工夫を行ってきた。いわゆる「103万円の壁」については、令和7年度税制改正の中で議論を引き上げる」⁹旨述べた。これらを踏まえ、「手取りを増やす」として基礎控除等の合計を103万円から178万円に引き上げることを主張する国民民主党との間で協議が行われている。

ア 基礎控除額等の引上げが地方財政に与える影響

個人所得課税として、国税では所得税があり、地方税では個人住民税がある。個人住

⁶ 地方の一般財源の不足に対処するため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の特例として発行され、投資的経費以外の経費にも充てることができる地方債のことをいう。地方公共団体の実際の起債の有無にかかわらず、発行可能額の元利償還金相当額を後年度の基準財政需要額に算入することとされている。

⁷ 給与所得者（単身者）の場合、年収が基礎控除額（最高48万円）と給与所得控除の最低保障額（55万円）を合わせた103万円以下であれば、所得税が課税されないこととなる。

⁸ 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」(令和6年11月22日閣議決定)

⁹ 第216回国会参議院本会議録第2号（令6.11.29）

民税所得割の計算において、給与所得控除は所得税と同額であるが、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、基礎控除額については、所得税が最高48万円であるのに対し、個人住民税は最高43万円と低く設定されている。

個人住民税は地方税収の約3割を占める基幹税目である。また、所得税は国税であるが、その収入額の33.1%が地方交付税の原資となる。所得税及び個人住民税における基礎控除額等を引き上げた場合、個人住民税の減収¹⁰とともに地方交付税原資の減少が恒久的に続くこととなり、地方財政に与える影響が少なくない¹¹。

このため、地方六団体¹²は、「将来に向けてあるべき政策を丁寧に議論することが重要」としつつ、「基礎控除額の引上げの検討にあたっては、個人住民税の「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を十分に踏まえ、地方団体の声も聞きながら、地方の担う行政サービスに支障を来たすことがないように、その基盤となる地方税財政への影響を考慮すること」を求めた¹³。

イ 令和7年度税制改正大綱の決定

「令和7年度税制改正大綱」（令和6年12月20日自由民主党・公明党。以下「与党大綱」という。）においては、物価上昇局面における税負担の調整の観点から所得税の基礎控除等の見直し等を行うこととし、令和7年分以後の所得税及び令和8年度分以後の個人住民税について適用することとされた¹⁴。また、「デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除や給与所得控除の最低保障額が定額であることに対して物価調整を行うものであることを踏まえて、特段の財源確保措置を要しないものと整理する」とされた。

与党大綱に基づけば、個人住民税の基礎控除額は据え置かれ、所得税の非課税ライン（単身者）は103万円¹⁵から123万円¹⁶に引き上げられることとなるが、178万円への引上げを求める国民民主党は「不十分」としている。これに関し、全国知事会は、「仮に今後、今回を超える恒久的な見直しが行われる場合の財政影響分については、地方の担う行政サービスに支障を来すことがないように、国の責任において代替となる財源を適切に確保いただくよう強く求める」としている¹⁷。

¹⁰ 村上総務大臣は、「仮に単純に基礎控除の額を、国・地方において75万円ずつ引き上げた場合は、一定の仮定において機械的に計算すれば、地方の個人住民税だけで4兆円程度の減収が見込まれるとした。（総務省「村上総務大臣閣議後記者会見の概要」（令6.11.5）〈https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02001388.html〉）

¹¹ なお、地方交付税制度においては、地方税が減収となった場合、地方交付税の交付団体は基本的に減収分の75%が地方交付税で補填されるが、不交付団体には補填がない。

¹² 地方六団体は、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の六つの団体の総称であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3に規定されている全国的連合組織に位置付けられている。

¹³ 地方六団体「新地方創生及び地方分権改革の推進について」（令6.11.27）〈<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouginoba/r06/dai2/siryou1.pdf>〉

¹⁴ 「令和7年度税制改正の大綱」（令和6年12月27日閣議決定）では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応による平年度の減収見込額は、所得税が5,830億円、個人住民税（都道府県及び市町村分）が750億円とされている。

¹⁵ 基礎控除額48万円＋給与所得控除の最低保障額55万円

¹⁶ 基礎控除額58万円＋給与所得控除の最低保障額65万円

¹⁷ 全国知事会「「令和7年度与党税制改正大綱」について」（令6.12.20）〈https://www.nga.gr.jp/committee_pt/item/20241220_koment.pdf〉

なお、与党大綱では「仮に今後、これを超える恒久的な見直しが行われる場合の財政影響分については、歳入・歳出両面の取組みにより、必要な安定財源を追加的に確保するための措置を講ずるものとする」とされている。

(2) 人件費の増加による影響

令和6年の人事院勧告（令和6年8月8日）では、民間企業の賃上げの状況を反映して月例給が約30年ぶりとなる高水準のベースアップとなる等、給与の引上げが示された。同勧告等を受けて、第216回国会（臨時会）では、国家公務員を対象とする「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」（令和6年法律第72号）等の給与に関する法律が成立した。地方公務員の給与は、各地方議会の議決により給与条例を改正することで決定されるが、国家公務員や民間の給与等を考慮して定めなければならない¹⁸とされているため、地方公務員についても給与の引上げが行われることとなる。

また、教員の長時間勤務が課題となっているところ、文部科学省は令和7年度予算概算要求において教職調整額¹⁹を4%から13%に引き上げることを求めた。義務教育に係る教職員の給与費については、3分の1が国の負担である²⁰が、残りの3分の2や一部の手当等は地方負担となっており、また、公立高校等の教職員の給与費については全額が地方負担となっている。このため、教職調整額の引上げが行われる場合の負担増は国よりも地方の方が大きくなる。

これらを受け、令和7年度の地方財政においては会計年度任用職員を含む人件費の大幅な増加が見込まれることから、地方財政計画にどのように計上されるかが注目された。

4. 令和7年度地方財政対策決定までの経緯

(1) 基本方針2024における地方財政への言及

地方の一般財源総額²¹については、平成23年度以降、前年度を下回らないよう実質的に同水準を確保するとの枠組みの下で地方財政計画が策定されてきた。

地方の歳出水準について、令和7年度から令和9年度までの枠組みは基本方針2024において示されており、「交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保」（以下「一般財源ルール」という。）として、従来と同様の枠組みを維持している。また、同方針では、財政健全化について、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（P B）黒字化を目指すとともに、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指し²²、「経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる」とされた。

¹⁸ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第2項

¹⁹ 教員については、勤務態様の特殊性を踏まえ、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、時間外勤務手当を支給しないこととし、その代わりに、給料月額²⁰の4%に相当する教職調整額が支給されている。

²⁰ 義務教育費国庫負担法（昭和27年法律第303号）第2条

²¹ 地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額から、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分の合計額を控除したもので、使途が特定されずどのような経費にも使用できる財源。

²² これらの財政健全化目標は、基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）において掲げられたものである。

(2) 令和7年度予算に係る地方交付税の概算要求

総務省は、令和6年8月末の令和7年度予算概算要求に際し、一般財源ルールに基づき、地方交付税を約19.0兆円要求し、併せて地方交付税法第6条の3第2項に基づく法定率の引上げを事項要求した。

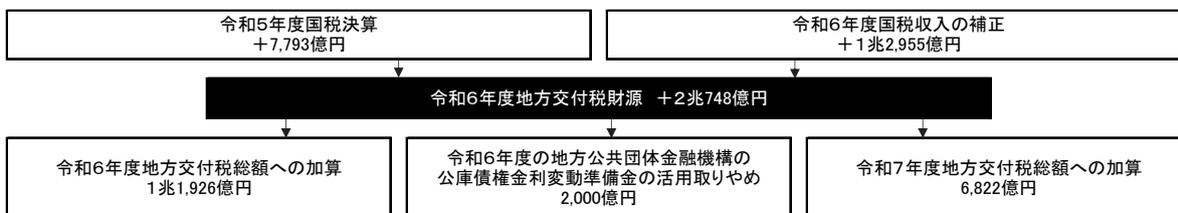
概算要求の際に総務省から示された「令和7年度地方財政収支の仮試算」によると、令和7年度の地方税は約44.2兆円（対前年度当初約1.5兆円増）、地方交付税は約19.0兆円（同約0.3兆円増）、臨時財政対策債は約0.8兆円（同約0.3兆円増²³）と見込まれ、不交付団体の水準超経費²⁴を除く交付団体ベースの一般財源総額は約63.9兆円（同約1.2兆円増）とされた。

(3) 令和6年度補正予算に伴う地方交付税の取扱い

令和6年度においては、令和5年度国税決算及び令和6年度国税収入の補正において税の増収が見込まれた。これらを踏まえた令和6年度補正予算とともに、「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」が令和6年12月9日に国会へ提出され、同月17日に成立し、同法は同月23日に施行された（令和6年法律第71号）。

同法律は、国税の増収に伴う地方交付税財源の増加分（2兆748億円）について、①1兆1,926億円を令和6年度の地方交付税総額に加算して増額交付するとともに、②令和6年度の地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金²⁵2,000億円について同年度の活用を取りやめ、③残余の額6,822億円を令和7年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付すること等を内容とするものである（図表2）。

図表2 令和6年度補正予算に伴う地方交付税財源とその取扱い



（出所）財務省「令和5年度租税及び印紙収入決算額調」、「令和6年度租税及び印紙収入補正後予算額概算」等より作成

²³ 前述のとおり、令和6年人事院勧告の影響により人件費の増が大きく、近年にない大きな歳出の伸びが見込まれることから、その財源を確保するため、地方税や地方交付税の増によってもなお不足する分については臨時財政対策債により賄うこととし、臨時財政対策債は約0.3兆円増の約0.8兆円で仮置きされた。

²⁴ 地方財政計画の歳出は、標準的な行政水準を想定して積算されているが、歳入のうち地方税収については、不交付団体を含む全地方公共団体の標準的な地方税収が計上されており、地方財政計画の収支を単純に均衡させると、不交付団体のいわゆる財源超過額に相当する地方税収分だけ交付団体の財源が不足することとなるため、調整的な項目として地方財政計画の歳出に計上されている。

²⁵ 公庫債権金利変動準備金は、平成20年8月に設立された地方公営企業等金融機構（平成21年6月に地方公共団体金融機構に改組）が、業務開始時に公営企業金融公庫から承継した資産・債務に係る金利変動リスクに対処するために設けられたものである。地方公共団体金融機構の業務が円滑に遂行されており、公庫債権金利変動準備金等が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額として総務省令・財務省令で定める金額を国に帰属させるものとされている（地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）附則第14条）。

(4) 財政制度等審議会、地方財政審議会及び国と地方の協議の場における議論

令和7年度地方財政対策の決定に先立ち、地方財政をめぐる諸課題に関し、財政制度等審議会、地方財政審議会、地方六団体の考え方がそれぞれ示された。その主な内容は図表3のとおりである。

図表3 財政制度等審議会、地方財政審議会及び地方六団体の意見（抜粋）

	財政制度等審議会 (財務大臣の諮問機関)	地方財政審議会 (総務大臣の諮問機関)	地方六団体
	「令和7年度予算の編成等に関する建議」 (令和6年11月29日)	「今後目指すべき地方財政の姿と令和7年度の 地方財政への対応等についての意見」 (令和6年12月9日)	「令和7年度予算編成及び 地方財政対策について」 (国と地方の協議の場、令和6年12月17日)
一般財源 総額の確保	平成23年度から導入されている一般財源総額実質同水準ルール（一般財源ルール）は、地方の一般財源総額について、消費税の引上げに伴う社会保障の充実や偏在是正効果に相当する分等を除き、実質的に同水準を維持するものである。本ルールの下、国税法定率分と地方税収等の増収により折半対象財源不足は減少傾向にあり、近年は折半対象経費がほぼ存在しない状態が継続している。	交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保すべきであり、その際、経済・物価動向等に配慮しながら、人件費や社会保障関係費の増加をはじめ、前述の行政需要を適切に地方財政計画の歳出に計上し、必要な一般財源総額を確保することが不可欠である。	令和7年度においては、令和6年人事院勧告がバブル期以来の大幅な引上げ改定となったこと等により、会計年度任用職員を含む人件費が大幅に増額となるほか、約30年ぶりの物価上昇の影響への対応も求められる。このため、人件費の大幅増や物価高の影響に対応するための必要額を地方財政計画の歳出に確実に計上し、一般財源総額について増額すること。
所得税及び 個人住民税 の基礎控除 等の見直し		現在、個人所得課税における基礎控除のあり方等について議論が行われているが、このうち特に個人住民税については、地域社会の費用の負担を住民がその能力に応じて広く分かち合うといった基本的な性格や、地方の財政に与える影響等に十分配慮した上で、地方団体の声も聞きながら丁寧な議論を行う必要がある。	所得税及び個人住民税における基礎控除額等の引上げについては、地方の担う行政サービスに支障を来すことがないように、地方交付税の原資の減少分も含め国の責任において適切に補填し、地方一般財源を確保すること。また、基礎控除等の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化し、社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して様々な影響が生じることに配慮し、各種制度等の周知期間を十分確保するとともに適切に地方財政措置を講ずること。
教職調整額 の見直し	教職調整額の見直しなどの教員の処遇改善の検討に当たっても、骨太2024も踏まえ、まずは働き方改革の取組を進めるとともに、文教分野の歳出改革の徹底等により、地方負担も含めて必要な財源の確保を検討していく必要がある。	教員の処遇改善に当たっては、地方の意見を十分に踏まえながら、教員の働き方改革の実効性を高める対策を講ずるとともに、教職調整額の見直しが行われる場合には、その見直しに伴う負担増は、国よりも地方が大きいことに留意しつつ、地方財政計画の歳出に所要額を計上し、必要な財源を確保すべきである。	教職調整額の引上げなどの教師の処遇改善については、国の負担と比べて地方の負担が極めて大きいことを踏まえ、必要額については地方財政計画の歳出に確実に計上し、一般財源の確保を図ること。
財政健全化	今後も地方財政を健全化させていくためには、一般財源ルールの下で、引き続き歳出の効率化を図りつつ、国税法定率分や地方税収等の増加分を臨時財政対策債の発行額の抑制や交付税特別会計の借入金償還に充てていくことが不可欠である。	地方財政の本来あるべき姿は、臨時財政対策債のような特例的な地方債に依存せず、かつ、巨額の債務残高によって圧迫されない状態であり、昨今の金利上昇の影響にも留意しつつ、地方の特例的な債務残高の着実な縮減に取り組んでいく必要がある。	臨時財政対策債については、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図るとともに、引き続き発行額の縮減・抑制に努めること。

(出所) 各資料より作成

5. 令和7年度地方財政対策及び地方財政収支見通しの概要

(1) 総務・財務両大臣合意を経て決定された地方財政対策の概要

令和7年度地方財政対策については、令和6年12月25日付けで総務・財務両大臣の書書が交わされた上で決定され、これに基づき関係法案が国会に提出されることとなる。

令和7年度の地方財源不足額は1兆929億円と、前年度当初からは7,203億円減少することが見込まれ、4年連続で折半対象財源不足は生じないこととなった。また、臨時財政対策債については、平成13年度の制度創設以来、初めて発行されないこととなった。この地方財源不足額に対しては、以下ア及びイのとおり補填措置を講ずるものとされている(図表4)。なお、概算要求で事項要求されていた法定率の引上げは見送られた。

図表 4 令和 7 年度における地方財源不足額の補填措置

		(単位:億円)	
令和7年度における 地方財源不足額 10,929	【折半対象以外の財源不足額】 10,929	ア 財源対策債の発行	7,600
		イ 地方交付税の増額による補填	3,329
		・一般会計における加算措置(既往法定分)	929
		・交付税特別会計剰余金の活用	400
		・地方公共団体金融機構の 公庫債権金利変動準備金の活用	2,000
	【折半対象財源不足額】	—	—

(出所) 総務省「令和7年度地方財政対策の概要」(令和6年12月27日)より作成

ア 財源対策債の発行 7,600億円

財源対策債は、地方債充当率²⁶の臨時的引上げにより増発される建設地方債(地方財政法第5条の地方債)であり、令和7年度は7,600億円が発行予定である。

イ 地方交付税の増額による補填 3,329億円

・ 一般会計における加算措置(既往法定分) 929億円

一般会計加算(既往法定分)は、過去の地方財政対策に基づき、後年度の地方交付税総額に加算することが地方交付税法附則に定められている額である。令和7年度は、①平成29年度税制改正における配偶者控除等の見直しによる個人住民税の減収額を国費で補填するため、地方交付税法附則に基づき加算することとしている額(154億円)、②平成5年の公共事業等臨時特例債の利子負担額等について地方交付税法附則に基づき加算することとしている額(775億円)の合計額(929億円)となる。

・ 交付税特別会計剰余金の活用 400億円

交付税及び譲与税配付金特別会計(以下「交付税特別会計」という。)の借入金利子予算額と実際に要した額の差などにより生じた同特別会計剰余金400億円を、財源不足の補填に活用することとされた。

・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 2,000億円

地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の一部(2,000億円)を財政投融资特別会計に帰属させ、当該額を交付税特別会計に繰り入れることとされた。

(2) 令和7年度地方交付税総額の状況(通常収支分)

以上の地方財政対策を踏まえ、一般会計から交付税特別会計に繰り入れる入口ベースの地方交付税は、18兆8,848億円(対前年度当初約2.2兆円増)とされ、交付税特別会計における加減算を経た地方交付税総額(出口ベースの地方交付税)は、18兆9,574億円(同約0.3兆円増)となり(図表5)、当初予算ベースで7年連続の増加となった。

²⁶ 地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもってその財源とする部分の割合の上限となるべき率。

図表5 令和7年度地方交付税総額の状況（通常収支分）

(単位:億円)

地方交付税総額 (出口ベース)	一般会計 (入口ベース)	188,848 (対前年度22,305増)	所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	195,222
			一般会計における加算措置(既往法定分)	929
189,574 (対前年度2,904増)	特別会計	727	国税減額補正精算等	▲ 7,303
			地方法人税の法定率分	21,773
			交付税特別会計借入金償還	▲ 28,000
			うち令和6年度までの繰延べ分の償還	▲ 22,000
			交付税特別会計借入金支払利子	▲ 2,270
			交付税特別会計剰余金の活用	400
			地方公共団体金融機構の 公庫債権金利変動準備金の活用	2,000
			前年度からの繰越金	6,822
			返還金	2

(出所) 総務省「令和7年度地方財政対策の概要」(令和6年12月27日)より作成

(3) 令和7年度地方財政収支の見通し

地方財政対策を前提とした、令和7年度の地方財政全体の姿を示す地方財政収支の見通しは以下のとおりである(図表6及び図表7)。ただし、計数は令和6年12月27日に公表された概数である。

ア 通常収支分(歳出及び歳入の概要)

令和7年度通常収支分の歳出・歳入規模は、約97兆100億円(対前年度当初約3.4兆円増)となり、歳出総額から公債費、企業債償還費普通会計負担分及び不交付団体の水準超経費を除く「地方一般歳出」は約81兆2,800億円(同約2.8兆円増)となった。

歳出では、一般行政経費は、社会保障関係費の増等を背景として増加し、約45兆6,000億円(同約1.9兆円増)となった。同経費では、①自治体DX・地域社会DXを推進するため、「デジタル活用推進事業費(仮称)」(1,000億円)を創設し、情報システムや情報通信機器等の整備に活用できるデジタル活用推進事業債(仮称)の発行を可能とする²⁷ほか、②「地方創生2.0の「基本的な考え方」(令和6年12月24日新しい地方経済・生活環境創生本部決定)等を踏まえ、「新しい地方経済・生活環境創生事業費(仮称)」を創設し、その内訳として「地方創生推進費」²⁸1兆円及び「地域デジタル社会推進費」²⁹2,000億円の合計1兆2,000億円が計上され³⁰、③「地域社会再生事業費」³¹について前年度と同額の4,200億円が計上された。さらに、物価高への対応として、学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・

²⁷ 地方債の用途は地方財政法第5条に限定列挙されているため、地方財政法を改正し、特例措置を設けることとされている。

²⁸ 地方公共団体が、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にするための経費。

²⁹ 地方公共団体が、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決に取り組むための経費。

³⁰ 令和6年度においては、「地方創生推進費」(1兆円)及び「地域デジタル社会推進費」(2,500億円)の合計1兆2,500億円が「デジタル田園都市国家構想事業費」として計上された。なお、「地域デジタル社会推進費」のうちマイナンバーカード利活用特別分500億円は、令和6年度をもって終了する。

³¹ 地方法人課税の偏在是正措置により生じる財源を活用して、地方公共団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むためとして、令和2年度に創設された経費。

図表6 令和7年度地方財政収支見通しの概要（通常収支分）

		(単位:億円、%)		
項 目		令和7年度(見込)	令和6年度	増減率(見込)
歳 入	地方税	454,493	427,329	6.4
	地方譲与税	29,661	27,293	8.7
	地方特例交付金等	1,936	11,320	▲ 82.9
	地方交付税	189,574	186,671	1.6
	地方債	59,602	63,103	▲ 5.5
	うち臨時財政対策債	-	4,544	皆減
	復旧・復興事業一般財源充当分	▲ 33	▲ 8	312.5
	全国防災事業一般財源充当分	▲ 217	▲ 169	28.4
	歳入合計	約 970,100	936,388	約 3.6
	「一般財源」 (交付団体ベース)	675,414	656,980	2.8
	637,714	627,180	1.7	
歳 出	給与関係経費	約 209,800	202,292	約 3.7
	退職手当以外	約 198,600	191,527	約 3.7
	退職手当	約 11,200	10,765	約 4.0
	一般行政経費	約 456,000	436,893	約 4.4
	補助分	約 265,800	251,417	約 5.7
	単独分	約 158,900	153,861	約 3.3
	うちデジタル活用推進事業費(仮称)	1,000	-	皆増
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	約 15,000	14,915	約 0.6
	新しい地方経済・生活環境創生事業費(仮称)	12,000	12,500	▲ 4.0
	うち地方創生推進費	10,000	10,000	0.0
	うち地域デジタル社会推進費	2,000	2,500	▲ 20.0
	地域社会再生事業費	4,200	4,200	0.0
	公債費	約 107,300	108,961	約 ▲ 1.5
	維持補修費	約 15,500	15,344	約 1.0
	うち緊急浚渫推進事業費	1,100	1,100	0.0
	投資的経費	約 121,100	119,896	約 1.0
	直轄・補助分	約 57,500	56,259	約 2.2
	単独分	約 63,600	63,637	約 0.0
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	5,000	4,800	4.2
	うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000	4,000	0.0
	うち脱炭素化推進事業費	1,000	1,000	0.0
	公営企業繰出金	約 22,800	23,202	約 ▲ 1.7
うち企業債償還費普通会計負担分	約 12,400	13,059	約 ▲ 5.0	
水準超経費	37,700	29,800	26.5	
歳出合計	約 970,100	936,388	約 3.6	
(交付団体ベース)	約 932,400	906,588	約 2.8	
地方一般歳出	約 812,800	784,568	約 3.6	

(注1) 計数は精査の結果、異動する場合がある。

(注2) 新しい地方経済・生活環境創生事業費(仮称)の令和6年度の額は、令和6年度地方財政計画の歳出に計上された「デジタル田園都市国家構想事業費」(12,500億円)の額である。

(出所) 総務省「令和7年度地方財政対策の概要」(令和6年12月27日)

施設管理等の委託料の増加を踏まえ、1,000億円（同300億円増）が計上されている。

維持補修費は約1兆5,500億円（同約156億円増）が計上され、このうち「緊急浚渫推進事業費」³²は前年度と同額の1,100億円が計上された。また、投資的経費は約12兆1,100億円（同約1,204億円増）が計上された。

歳入では、地方税が45兆4,493億円（同約2.7兆円増³³）、地方譲与税が2兆9,661億円（同約0.2兆円増）となった。地方交付税については、先述のとおり、入口ベースの18兆8,848億円（同約2.2兆円増）に対し、出口ベースは18兆9,574億円（同約0.3兆円増）となっている。地方特例交付金等は、定額減税による令和7年度の個人住民税の減収額を補填する措置として「定額減税減収補填特例交付金」（103億円）³⁴、いわゆる住宅ローン減税の実施に伴う個人住民税の減収を補填するための「住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金」（1,759億円）及び「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」（74億円）を合わせた1,936億円（同約0.9兆円減）が計上された。

地方債については、地方財政計画に計上される普通会計分が5兆9,602億円（同約0.4兆円減）となり、地方債依存度は6.1%程度と前年度（6.7%）より低下した。地方債のうち臨時財政対策債については、先述のとおり、発行額が計上されない（同約0.5兆円減³⁵）こととなった。

以上の結果、地方一般財源総額は67兆5,414億円（同約1.8兆円増）、不交付団体の水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源総額は63兆7,714億円（同約1.1兆円増）となった。

イ 東日本大震災分³⁶（復旧・復興事業及び全国防災事業）

（ア）復旧・復興事業

令和7年度における東日本大震災分の復旧・復興事業は、歳入・歳出規模が約2,700億円（対前年度当初約69億円増）となった。

歳出では、直轄・補助事業費が約2,300億円、地方単独事業費が293億円となった。これらに対応する歳入として、震災復興特別交付税871億円、国庫支出金約1,700億円、地方債11億円、一般財源充当分33億円が計上された。

震災復興特別交付税は、被災団体における復旧・復興事業経費の地方負担分、地方単独事業分及び地方税等の減収分を国が全額措置するため、平成23年度第3次補正予算で

³² 地方公共団体が、地方単独事業として実施する河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）を推進するための経費。事業期間は令和6年度までとされているが、令和7年度地方財政対策では、地方財政法を改正し、農業用排水路に係る浚渫を対象事業に追加した上で、事業期間を令和11年度まで5年間延長することとされている。

³³ 令和6年度に実施された定額減税により、令和6年度は個人住民税が約0.9兆円減少し、これを補填するため、同年度に定額減税減収補填特例交付金約0.9兆円が措置された。このため、定額減税の影響を除くと、実質的な地方税の増は約1.8兆円となる。

³⁴ 令和6年度税制改正により、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税が実施されたが、一部の高所得者の配偶者を令和6年度においては把握することができず、令和7年度分の個人住民税から定額減税を行うこととされている。

³⁵ 令和6年度においては、折半対象財源不足が発生しなかったため、折半ルールに基づく臨時財政対策債の発行はなかったが、既往分の元利償還金相当額に係る臨時財政対策債の発行額4,544億円が計上された。

³⁶ 東日本大震災の被災団体が復旧・復興事業に着実に取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の財政運営に影響を及ぼすことがないようにするため、平成24年度から通常収支とは別枠で整理されている。

創設されたものである。令和7年度の震災復興特別交付税871億円により措置する財政需要の内訳は、直轄・補助事業の地方負担分が579億円、地方単独事業分が117億円、地方税等の減収分が175億円となった。なお、平成23年度から令和7年度分の予算額の累計額（不用額を除く）は5兆8,295億円となった。

(イ) 全国防災事業

令和7年度における東日本大震災分の全国防災事業は、歳入・歳出総額が218億円となった。全国防災事業は平成27年度限りで終了したため、歳出として新規事業は計上されておらず、これまで実施してきた全国防災事業に係る公債費（地方債の元利償還金）として218億円が計上された。これに対応する歳入として、一般財源充当分217億円、雑収入1億円が計上された。

図表7 令和7年度地方財政収支見通しの概要（東日本大震災分）

(1) 復旧・復興事業				(単位:億円、%)		
	項目	令和7年度(見込)	令和6年度	増減率(見込)		
歳入	震災復興特別交付税金	871	904	▲ 3.7		
	国庫支出金	約 1,700	1,655	約 2.7		
	地方債	11	2	450.0		
	一般財源充当分	33	8	312.5		
	計	約 2,700	2,631	約 2.6		
歳出	直轄・補助事業費	約 2,300	2,198	約 4.6		
	地方単独事業費	293	370	▲ 20.8		
	うち地方税等の減収分見合い歳出	175	248	▲ 29.4		
	計	約 2,700	2,631	約 2.6		

(2) 全国防災事業				(単位:億円、%)		
	項目	令和7年度(見込)	令和6年度	増減率(見込)		
歳入	地方債充当税金	-	80	皆減		
	一般財源収入	217	169	28.4		
	雑収入	1	1	0.0		
	計	218	250	▲ 12.8		
歳出	公債費	218	250	▲ 12.8		
	計	218	250	▲ 12.8		

(注) 計数は精査の結果、異動する場合がある。

(出所) 総務省「令和7年度地方財政対策の概要」(令和6年12月27日)

6. 令和7年度地方財政対策をめぐる論点

(1) 地方財政の健全化の取組

令和7年度地方財政対策では、財源不足額が前年度から約0.7兆円縮小し、臨時財政対策債の発行額が計上されないことに加え、交付税特別会計借入金について、これまで償還を後年度に繰り延べてきたもののうち、償還計画が見直された平成23年度から令和6年度までの繰延べ分約2.2兆円を含む2.8兆円を令和7年度に償還するなど、地方財政の健全化が進むこととなった。

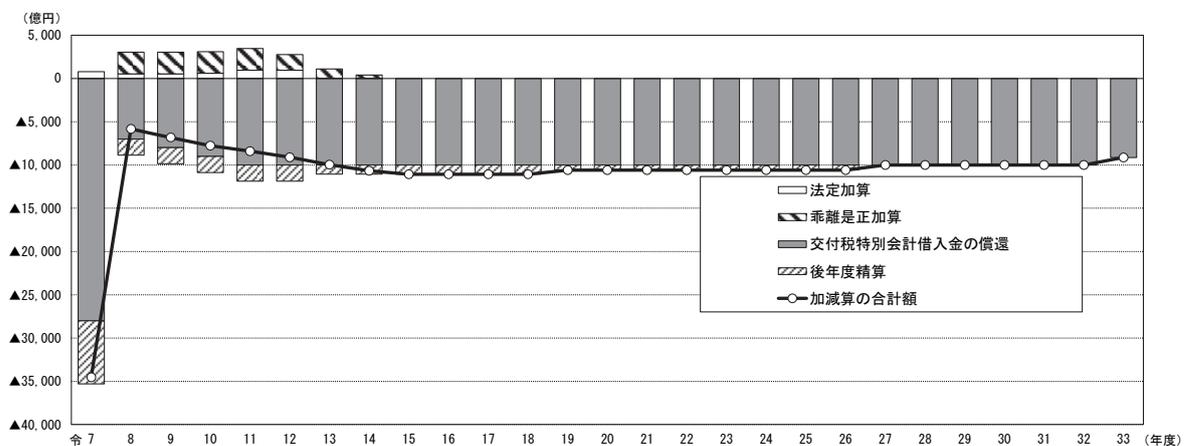
一方、令和7年度末時点(見込み)で地方財政は171兆円程度と依然として巨額の借入金残高を抱えており、その主な内訳として、臨時財政対策債の残高は約42.3兆円、交付税特別会計借入金の残高は約25.3兆円となっている。また、過去の国の補正予算に伴う地方交付税法の改正において、負担の先送り等のため後年度の地方交付税で精算することとされ

た額も令和7年度末で約2.0兆円となっている。

令和7年度地方財政対策を踏まえた将来の地方交付税の加減算額は、図表8のように整理される。後年度の地方交付税の加減算としては、法定加算や乖離是正加算³⁷がある一方で、交付税特別会計借入金の償還³⁸による減額が大きく、令和8年度以降、令和33年度まで長期にわたって、地方交付税の総額から1兆円前後が減額される予定となっており、多額の債務処理が将来の地方財政の重荷となっている。

また、金利上昇の影響で今後は利払費の増加も予想され、利払費の動向についても注視していく必要がある。令和7年度においては地方交付税から交付税特別会計借入金支払利子として2,270億円（前年度1,965億円）を負担することとなるが、交付税特別会計借入金支払利子として2,000億円以上が計上されるのは平成24年度以来である。

図表8 今後の地方交付税総額に加減算される額（令和7年度～令和33年度）



- (注1) 「法定加算」とは地方交付税法附則第4条の2第3項に基づく加算である。
- (注2) 「乖離是正加算」とは、平成17年度から平成23年度にかけて行われた計画額と決算額の一体的乖離是正に際して生じた財源不足のうち折半ルール対象分について、覚書により後年度の地方交付税総額に加算することとされているものである。
- (注3) 「交付税特別会計借入金の償還」とは、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則第4条に基づくものである。
- (注4) 「後年度精算」とは、地方交付税法附則第4条の2第4項の臨時財政対策債振替加算に係る後年度減額と、同条第5項の国税決算精算分の繰延べに係る後年度減額の合算額である。
- (注5) 平成29年度税制改正における配偶者控除等の見直しによる個人住民税の減収額の補填として、地方交付税法附則第4条の2第1項に基づき、当分の間、加算することとされている154億円は除いている。
- (出所) 地方交付税法の条文（令和7年1月20日時点）及び総務・財務両大臣覚書（令和6年12月25日）等により作成

³⁷ 令和7年度地方財政対策では、交付税特別会計借入金の償還が完了する年度を、令和36年度から令和33年度に前倒しすることとされた。

³⁸ 「乖離是正加算」とは、平成17年度から平成23年度にかけて行われた計画額と決算額の一体的乖離是正に際して生じた財源不足のうち折半ルール対象分について、覚書により後年度の地方交付税総額に加算することとされているものである。令和7年度地方財政対策では、一体的乖離是正分として過去の覚書に基づき令和7年度に加算することとされていた2,500億円について、同年度には加算しないこととし、令和12年度に1,800億円（当初の加算予定額：800億円）、令和13年度に1,100億円（同：零）、令和14年度に400億円（同：零）を加算することとされた。

（２）人件費に係る財源確保

令和 7 年度においては、3.（２）で述べた地方公務員の給与引上げ等を受け、前年度から約 7,508 億円増額となる約 20 兆 9,800 億円が、給与関係経費として計上されている。会計年度任用職員も含めた給与改定に要する経費（地方負担分）は 7,700 億円程度³⁹となる。

令和 7 年度地方財政対策では、令和 5 年及び令和 6 年の人事院勧告等を踏まえた給与改定所要額が、地方財政計画における一般行政経費（単独）のうち追加財政需要額⁴⁰の一部を上回る事となったこと等を踏まえ、地方財政計画における一般行政経費（単独）に、令和 7 年度の給与改定に備え、新たに「給与改善費（仮称）」が 2,000 億円計上された。

また、教員に優れた人材を確保するため、処遇改善を図ることとされ、教職調整額の引上げが行われる。具体的には、現行の 4% から令和 12 年度までに 10% へ引き上げることとし、令和 8 年 1 月から 5% に引き上げることとされた。令和 7 年度の地方負担（113 億円）については、全額地方財政計画の歳出に所要額を計上し、必要な財源を確保することとされている⁴¹。

今後、多くの民間企業において持続的に賃上げが行われることとなれば、それに伴い地方公務員の給与水準も上がることが想定され、また、教職調整額の引上げに伴い、地方負担が増えることとなる。待遇改善の動きを踏まえ、今後も毎年度の地方財政計画において適切に財源が確保される必要がある。

（３）いわゆる「103万円の壁」の見直しが地方公共団体に与える影響

令和 6 年 12 月 9 日、全国市長会は、いわゆる「103万円の壁」の見直しに関して、都市自治体への影響等について 104 市区に対して実施したアンケートの結果を公表した。そこでは、物価高の影響を受ける国民の経済的負担の軽減や働き手不足の解消など必要性については理解しつつ、ほとんどの市区が、財政運営や事業実施、市民サービス低下など、市政全般に影響が及ぶと指摘している⁴²。

3.（１）で述べたとおり、いわゆる「103万円の壁」の見直しは地方税に関しては令和 8 年度分以後の個人住民税から適用されるため、令和 7 年度分の個人住民税に対する影響はない。一方、所得税については令和 7 年分から適用されるため、同年度の地方交付税の原資（0.2 兆円程度）が減少することになるが、村上総務大臣は、「堅調な税収動向を反映して、地方税収や地方交付税の法定率分が増加していること等により、減税による影響分を含めても、適切に地方財源を確保することができたと考えている」旨述べている⁴³。

³⁹ うち一般行政経費で対応する会計年度任用職員分は 1,450 億円程度である。

⁴⁰ 追加財政需要額は、地方公務員の給与改定に係る一般財源所要額や国の補正予算に伴う地方負担のうち地方債の対象とならない経費など、年度途中において発生する追加需要に対応するため、国の予備費と同様の性格を持った経費として、一般行政経費（単独）に計上されている。

⁴¹ 現時点での試算によると、令和 7 年度（初年度）の影響額は国 21 億円、地方 113 億円で合計 135 億円、平年度（10% 引上げ後）の影響額は国 711 億円、地方 3,009 億円で合計 3,720 億円とされている。

⁴² 全国市長会「「103万円の壁」の見直しによる都市自治体への影響等について」（令 6. 12. 9）〈https://www.mayors.or.jp/p_action/a_mainaction/2024/12/241209kouhyou103.php〉

⁴³ 総務省「村上総務大臣予算折衝・地方財政対策関係記者会見の概要」（令 6. 12. 25）〈https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02001405.html〉

今後の協議によっては与党大綱を上回る見直しが行われる可能性もあり、地方交付税原資の減少及び個人住民税の減収に対してどのように対応するのか注視する必要がある。

7. おわりに

言うまでもなく、我が国における住民への身近な行政サービス提供の担い手は地方公共団体である。国と地方を通じた歳出のうち、社会保障、教育、社会資本整備など、住民に身近な行政サービスに関連する経費の多くは地方公共団体を通じて支出されている⁴⁴。

今後の地方財政を考える上で、地方歳出の構造の変化について留意する必要がある。地方財政計画における歳出の推移を見ると、高齢化の進行等による社会保障関係費（一般行政経費に計上）の増加を、給与関係経費や投資的経費（単独）を抑制することで吸収し、歳出全体の増加が抑制されてきた。しかし、今後は賃金水準の上昇や専門分野の人材確保を反映した人件費の増加、また、自然災害が激甚化・頻発化する中、防災・減災、国土強靱化の推進による投資的経費等の増加が見込まれる。

このように地方歳出の構造が変化する中で、地方公共団体が、住民生活に身近なサービスを安定的、持続的に提供した上で、それぞれの地域の実情に応じて、創意工夫を凝らしながら持続可能な地域社会を構築していくためには、増加する経費を地方財政計画の歳出に適切に計上し、所要の一般財源総額を確保することが求められているといえよう。

令和7年度地方財政対策を受け、地方六団体は共同声明を発出しており、地方の一般財源総額及び地方交付税総額について前年度を上回って確保しつつ、臨時財政対策債の発行額が計上されないこと、交付税特別会計借入金の償還繰延べ分2.2兆円の償還が計上されることから、地方財政の健全化が大きく図られ、「高く評価する」としている⁴⁵。

引き続き財政健全化の取組を進めつつ、増大が見込まれる地方の財政需要に対し、地方税、地方交付税を始めとする一般財源総額を充実確保するという課題にどのように取り組んでいくのか、今後の動向を注視する必要がある。

(ちかざわ まさお)

⁴⁴ 歳入の段階では国税：地方税＝62：38であるが、地方交付税、国庫支出金等による財源移転により、歳出の段階では国：地方＝44：56となっている（令和4年度決算ベース）。

⁴⁵ 地方六団体「令和7年度地方財政対策についての共同声明」（令6.12.27）〈https://www.nga.gr.jp/committee_pt/item/20241227_kyoudoseimei.pdf〉